

ったところ、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの認識が多く、特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。こうした状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このため、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開について、引き続き検討が必要と考えている。

また、保育所の給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところである。また、近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、平成20年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行った。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所が依然として存在することから、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

(3) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正において、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしている。しかし、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図りたい。

また、昨年例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者に不安を与えないよう、民営化や保育所認可に際しては、特に事業運営の安定性が確保されていることに留意し、万が一事業廃止となった場合のサービス確保のあり方についても併せて検討されたい。